

島根県立公立学校臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）募集要項

令和2年7月13日
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、高等学校の臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）を以下のとおり募集します。

1 募集人数

講師（国語、家庭科、商業、工業）4名

2 勤務地、教科等

- ① (1) 勤務地：島根県立隠岐高等学校（隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原1）
(2) 募集教科：国語
(3) 任用期間：令和2年10月24日～令和3年3月31日の間で県が命じた期間
- ② (1) 勤務地：島根県立大田高等学校（大田市大田町大田イ568）
(2) 募集教科：家庭科
(3) 任用期間：採用日～令和2年11月30日の間で県が命じた期間
- ③ (1) 勤務地：島根県立情報科学高等学校（安来市能義町310）
(2) 募集教科：商業
(3) 任用期間：採用日～令和3年3月31日の間で県が命じた期間
- ④ (1) 勤務地：島根県立出雲工業高等学校（出雲市上塩冶町420）
(2) 募集教科：工業（機械）
(3) 任用期間：採用日～令和3年3月31日の間で県が命じた期間

3 勤務内容

教諭に準ずる職務

※教科指導、生活指導、その他校務に関する事務作業等

4 勤務条件（常勤の場合）

(1) 給与

学歴、経験年数によって給料月額が決定されます（22歳大学新卒者の場合、約211,000円）。

なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。

※該当者には手当（通勤、住居、扶養、特殊勤務、期末、勤勉、単身赴任、へき地、特地、義務教育等教員特別、退職など）の支給あり

(2) 勤務時間

午前8時30分～午後5時00分（休憩時間を除く1日7時間45分）

※勤務校によって若干時間が異なります。

(3) 休日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12月29日から翌年の1月3日まで（前項の日を除く）

(4) 休暇

○有給休暇：任用期間によって異なります。（任期が12ヶ月の場合は20日）

○その他の休暇： 基本的に正規職員に準じる（一部法令等により異なる）

5 出願手続

(1) 出願期間

随 時

(2) 出願資格（以下のすべてに該当する者が出願できます。）

○該当職種の教員免許状所有者

※社会的実務経験等を考慮できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

○地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事由に該当しない者

○一般的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる者

(3) 出願書類

次の書類を以下の提出先まで郵送（簡易書留）または持参してください。

① 別紙「島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書」（様式 1）

② 別紙「臨時的任用教員等採用志願票」（様式 2）

③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

- ・所持するすべての教育職員免許状について、下表に該当する書類を提出すること。なお、提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。

所持する免許状	提出書類
・更新を行う必要のない免許状 ・更新期限に達していない免許状	「教育職員免許状」の写し ※1 (A4 サイズ、両面コピー)
・更新の手続きを行った免許状	「更新講習修了確認証明書」の写し 又は 「有効期間更新証明書」の写し ※2

※1 教育職員免許状取得見込みの者については、「教育職員免許状取得見込証明書」等、取得見込みであることを証明する書類を提出すること。

※2 免許更新の延期申請等を行った者については、そのことを証明する書類を提出すること。

<出願書類提出先> 〒690-8502 島根県松江市殿町 1 島根県教育庁学校企画課

※封筒の表に「県立（該当校）臨時的任用出願書類在中」と朱書してください。

※本年度講師登録済みの者は①「志願書」のみを提出すること。

6 選考方法

書類選考の上、面接審査により行う。

7 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

○教員免許状有効期間については、別紙「教育職員免許状の有効期間及び終了確認期限について」を参考にしてください。

○常勤として採用された場合は県が許可した場合を除いて兼業・兼職することはできません。

○非常勤として採用された場合は勤務条件等が異なります。詳細はお問い合わせください。

<問い合わせ先> 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5411、0852-22-6308

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

令和 年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所
氏 名

㊞

島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書

次のとおり志願したいので、関係書類を添えて出願します。

- (1) 校 種 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 特別支援学校
【希望順位】 【 】 【 】 【 】 【 】
- (2) 職 種 講師 ・ 養護助教諭 ・ 実習助手 ・ 寄宿舎指導員
- (3) 勤 務 形 態 常勤 ・ 非常勤
- (4) 教科 (科目)
- (5) 勤務可能時期 ・ 令和 年 月 日から勤務可能
・ その他 ()
- (6) 勤 務 希 望 地
- (7) 特 記 事 項

- (注) 1. (1) ~ (3) については、希望するものをすべて○で囲むこと。また、希望校種が複数ある場合には、希望順位を (1) の【 】内に数字で記入すること。
2. (4) については、中学校・高等学校、特別支援学校の中学部・高等部を希望する場合の教科を記入すること。
ただし、高等学校または高等部の地理歴史、理科、農業、工業、水産、保健体育の各教科にあつては、その科目又は専攻〔例 地理歴史 (世界史)、工業 (電気)、保健体育 (サッカー)〕を記入すること。
3. (7) の特記事項については、任地等を決定する際に配慮を要することがあれば記入すること。

教員免許状更新制について（お知らせ）

1. 今年度（令和2年度）手続きができる者

●旧免許状（平成21年3月31日より以前に初めて授与された免許状）を所持する者

（注）旧免許状所持者が平成21年4月1日以降に取得した免許状も「旧免許状」になります。

修了確認期限が令和4年3月31日までの者

・受講・申請期間は、「修了確認期限」の2年2か月前から2か月前までです。

※「修了確認期限」は各自が保管する『更新等証明書』に記載されています。

●新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）を所持する者

（1）「有効期間の満了の日」が令和4年3月31日までの者

・新免許状を複数所持する者の「有効期間の満了の日」は、それらの新免許状の「有効期間の満了の日」のうち最も遅い日です。

・「有効期間の満了の日」は、一人に一つしかありませんのでご注意ください。

・受講・申請期間は、「有効期間の満了の日」の2年2か月前から2か月前までです。

（2）延長申請をし、延長後の「有効期間の満了の日」が令和4年3月31日までの者

・過去に延長申請した場合は、延長後の「有効期間の満了の日」（年度末とは限りません。）を確認し、その2年2か月前から2か月前までに有効期間更新申請を行ってください。

※「有効期間の満了の日」は免許状に記載されています。

2. 申請方法（各申請書は学校企画課HPの「教員免許関連情報→教員免許更新制について」に掲載しています。）

①更新講習が修了した者 ⇒ （旧免）更新講習修了確認申請書

（新免）有効期間更新申請書

②延期・延長を申請する者⇒ （旧免）修了確認期限延長申請書

（新免）有効期間延長申請書

3. その他

・受講が修了しても申請しなければ、修了確認期限又は有効期間の満了の日は更新されません。

・その他ご不明な点等ありましたら、学校企画課人材育成スタッフ（0852-22-6606（免許担当）までお問い合わせください。